



平成27年度 第1回 子ども・子育て会議

平成27年11月25日(水) 午前10時～

子ども・子育て支援新制度について①

- ・平成27年度4月より本格スタート

こんな取組みを進めていきます！



幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。



保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。



幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

子ども・子育て支援新制度について②

1. 認定こども園の普及

- ・ 運営実施をするための事務手続きを緩和
- ・ 財政措置を一本化し、運営費補助を増額

2. 待機児童の解消

- ・ 保育施設（事業）の認可基準を制定
- ・ 保育施設（事業）に運営費補助を給付

3. 支援の量の拡充と質の向上

- ・ 様々な子育て支援事業に事業補助を給付

4. 支援の地域格差の解消

- ・ 離島やへき地への運営費補助を特別給付

川島町子ども・子育て会議について①

- ・これまでの川島町子ども・子育て会議（～平成26年度）

川島町子ども・子育て会議設置(平成25年11月)

川島町子ども・子育てに関するアンケート調査(平成25年12月)

プランの検討(平成26年度)

かわじま子育て応援プランを作成(平成27年3月)

子ども・子育て支援新制度開始(平成27年4月～)

川島町子ども・子育て会議について②

- ・ これからの川島町子ども・子育て会議（平成27年度～）

かわじま子育て応援プランの進捗管理

子育て支援拠点の開設に向けた議論

年間2～3回の
会議開催予定

必要に応じて数値目標等の見直し(平成29年度)

子育て支援拠点の開設(平成29年度)

かわじま子育て応援プランについて①

- ・平成27～31年度までの5か年計画
- ・地域の実情や過去の実績値、アンケートの結果をもとに、量の見込み（ニーズ量）と確保方策（対応策）を数値化

川島町子ども・子育て支援事業計画

かわじま子育て応援プラン



(1) 教育・保育施設の充実

- ①幼稚園、認定こども園
- ②保育園（所）など

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

かわじま子育て応援プランについて②

①幼稚園、認定こども園（1号及び2号認定（3～5歳児））

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		208	205	202	196	185
②確保方策	幼稚園・認定こども園	31	—	—	—	—
	町外施設（町内在住）	17	17	17	17	17
	確認を受けない幼稚園（※）	280	280	280	280	280
②-①		120	92	95	101	112

※確認を受けない幼稚園…子ども・子育て支援法に基づく新制度に入らない従来型の幼稚園

【確保の内容】

(単位：園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	2	1	1	1	1
合計	2	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、平成27年度末をもって町立川島幼稚園は閉園となりますので、平成28年度以降は、私立とねがわ幼稚園の定員280人とします。

かわじま子育て応援プランについて③

②－1 保育園など（2号認定（3～5歳児））

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		135	135	135	135	135
②確保 方策	保育園・認定こども園	145	145	145	145	145
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	3	3	3	3	3
②－①		13	13	13	13	13

【確保の内容】

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	0	0	0	0	0
保育園（所）	145	145	145	145	145
合計	145	145	145	145	145

かわじま子育て応援プランについて④

②-2 保育園など（3号認定（0～2歳児））

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み		88	88	88	88	88
② 確保方策	保育園・認定こども園	100	100	100	100	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	0	0	0	0	0
②-①		12	12	12	12	12

【確保の内容】

(単位：人)

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1～2歳								
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園（所）	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	100		100		100		100		100	

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。

かわじま子育て応援プランについて⑤

①利用者支援事業

①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業のなかから、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	3	3	3

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援課窓口で概ね対応していることから1か所とします。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談窓口がわからないという意見を多くいただいたため、今後は、PR活動をし、利用者支援事業として展開していきます。

また、町立川島幼稚園閉園後の施設での利用者支援事業の実施も検討します。

かわじま子育て応援プランについて⑥

②地域子育て支援拠点事業

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)		3,000	2,850	2,708	2,573	2,444
確保方策	(年間延べ人数)	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000
	(か所)	1	1	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、平成24年度に年間2,810人が利用していることから、年間約3,000人の利用は、1か所の地域子育て支援センターで対応します。

また、町立川島幼稚園閉園後の施設での実施も検討します。

かわじま子育て応援プランについて⑦

③妊婦健康診査

③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	106	98	96	92	88
確保方策(年間実人数)	106	98	96	92	88

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、妊婦健康診査事業ですべての利用者に対応可能です。

かわじま子育て応援プランについて⑧

④乳児家庭全戸訪問事業

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が訪問し、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	106	98	96	92	88
確保方策(年間実人数)	106	98	96	92	88

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、乳児家庭全戸訪問事業ですべての利用者に対応可能です。

かわじま子育て応援プランについて⑨

⑤養育支援訪問事業

⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している保健センター事業の母子保健事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

かわじま子育て応援プランについて⑩

⑤－2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童などの支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間回数)	1	1	1	1	1
確保方策(年間回数)	1	1	1	1	1

かわじま子育て応援プランについて⑪

⑥子育て短期支援事業

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ（短期入所生活援助）事業は、保護者が疾病・疲労など、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ（夜間養護など）事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合において、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)	7	7	7	7	6
確保方策(年間延べ人数)	0	7	7	7	6

【確保方策の具体的内容】

年間の利用見込みが極めて少ない数字のため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

また、近隣市町で実施している本事業は、現在、その市町に住民票の登録があるかたが対象となっているため、近隣市町で実施している事業の委託契約などについて、平成28年度までの確保を目指し、検討します。

かわじま子育て応援プランについて⑫

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かりなどを受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する町民（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)		93	87	81	77	75
確保方策 (年間 延べ人数)	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応 強化事業を除く)	93	87	81	77	75
	子育て援助活動 支援事業(就学後)	—	—	—	—	—
	計	93	87	81	77	75

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

かわじま子育て応援プランについて⑬

⑧一時預かり事業

参考

開設日：月～土曜日 開設時間：8時30分～17時

1日利用：2,400円（食事代含む）

2時間単位：600円（別途食事代150円）

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間延べ人数)	幼稚園在園児	4,200	3,990	3,791	3,602	3,422
	在宅児など ^(※)	1,000	950	903	858	815
確保方策(年間延べ人数)		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、現在、定員に余裕があることから対応可能です。

かわじま子育て応援プランについて⑭

⑨時間外保育事業

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	39	37	35	33	31
確保方策(年間実人数)	39	37	35	33	31

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

かわじま子育て応援プランについて⑮

⑩病児、病後児保育事業、子育て援助活動支援事業

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が急な病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な期間、保育園や病院などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育及び看護ケアを行います。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)		51	49	47	45	43
確保方策 (年間 延べ人数)	病児・病後児保育事業	0	49	47	45	43
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業※)	51	51	51	51	51

※川島町では、平成26年度より「緊急サポート事業」を実施しています。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、近隣市町村で実施している施設・事業の広域利用とすることで、対応します。

しかし、近隣市町村で実施している施設・事業では、実際の利用の際に、定員に空きがないケースが想定されるため、委託契約などにより、川島町の利用枠が平成28年度までに確保できるよう、検討します。

また、町外施設・事業を利用した際の費用免除などのソフト面での事業展開を、子ども・子育て会議などで研究します。

その他、子どもの症状が軽微な場合については、平成26年度より実施している緊急サポート事業で対応します。

かわじま子育て応援プランについて①⑥

①①放課後児童健全育成事業

①①放課後児童健全育成事業

親が共働きである世帯など、放課後の時間帯に保護者のいない世帯の小学生を対象に、放課後児童クラブで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	151	151	151	151	151
確保方策(年間実人数)	175	175	215	215	215

【確保方策の具体的内容】

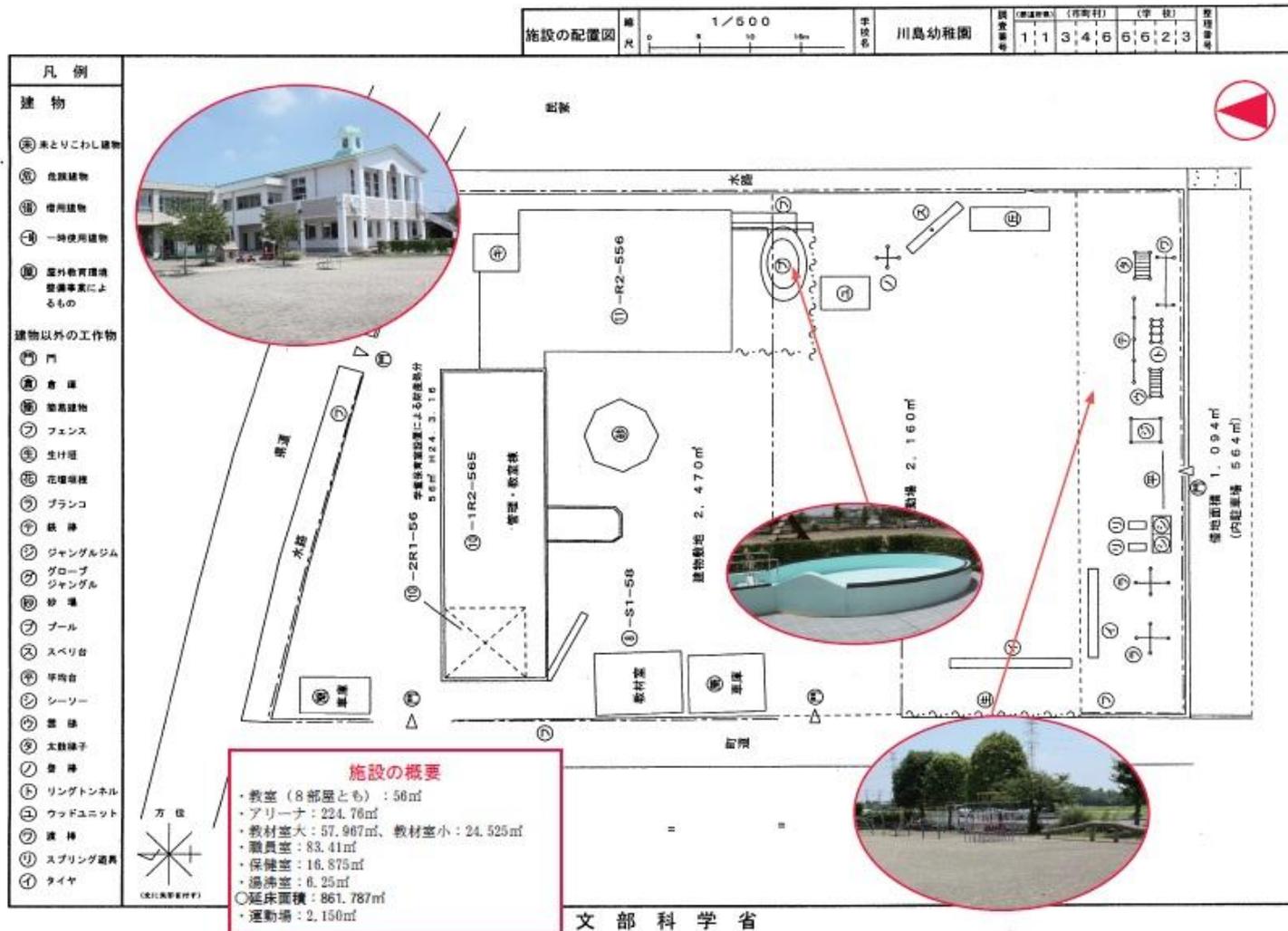
確保方策については、町内の3つの放課後児童クラブの最大受入可能人数とします。

また、今後の実利用を踏まえ、平成29年度までに、小学校の空き教室などを利用し、実施できるよう整備します。

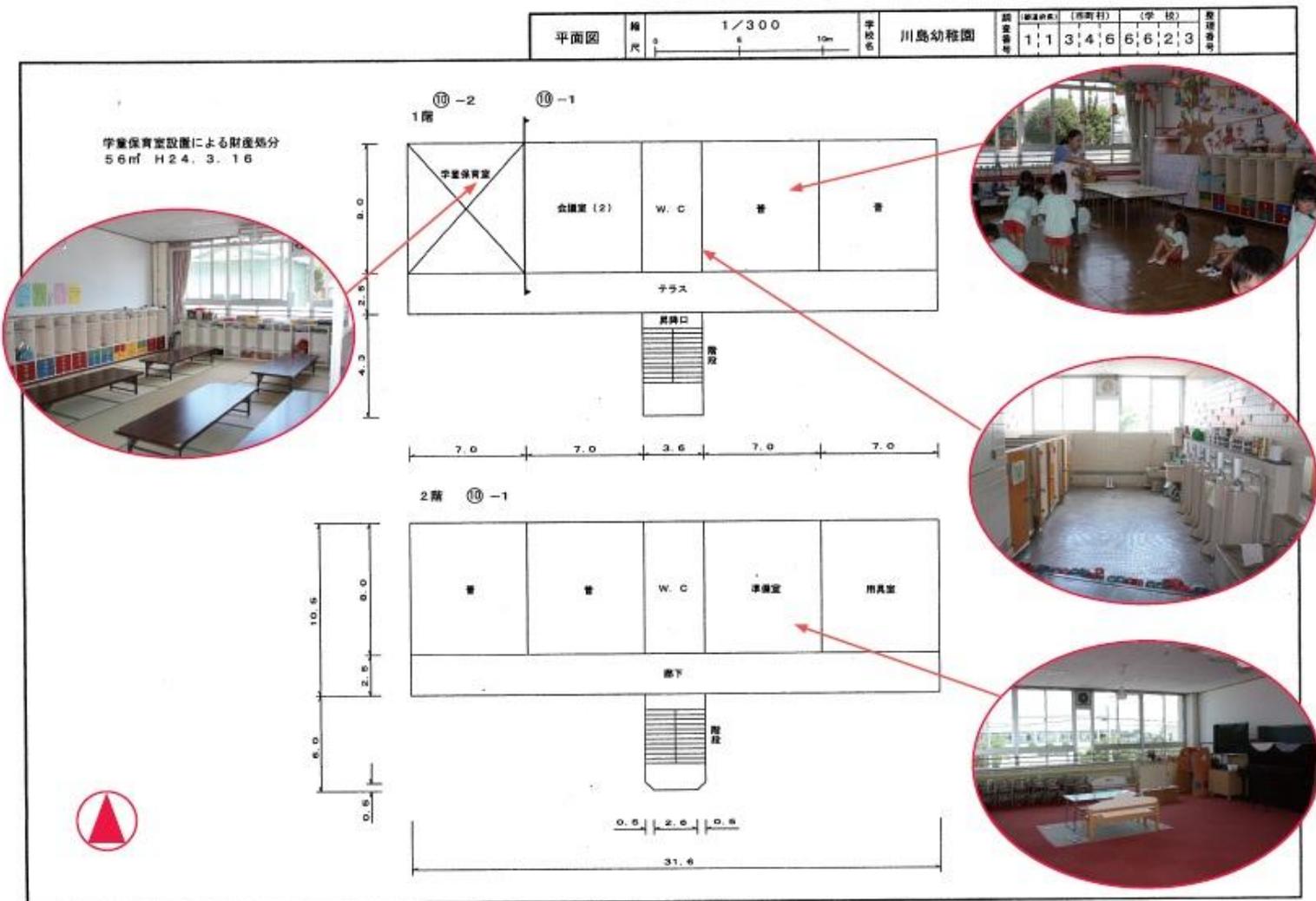


子育て支援拠点整備計画について

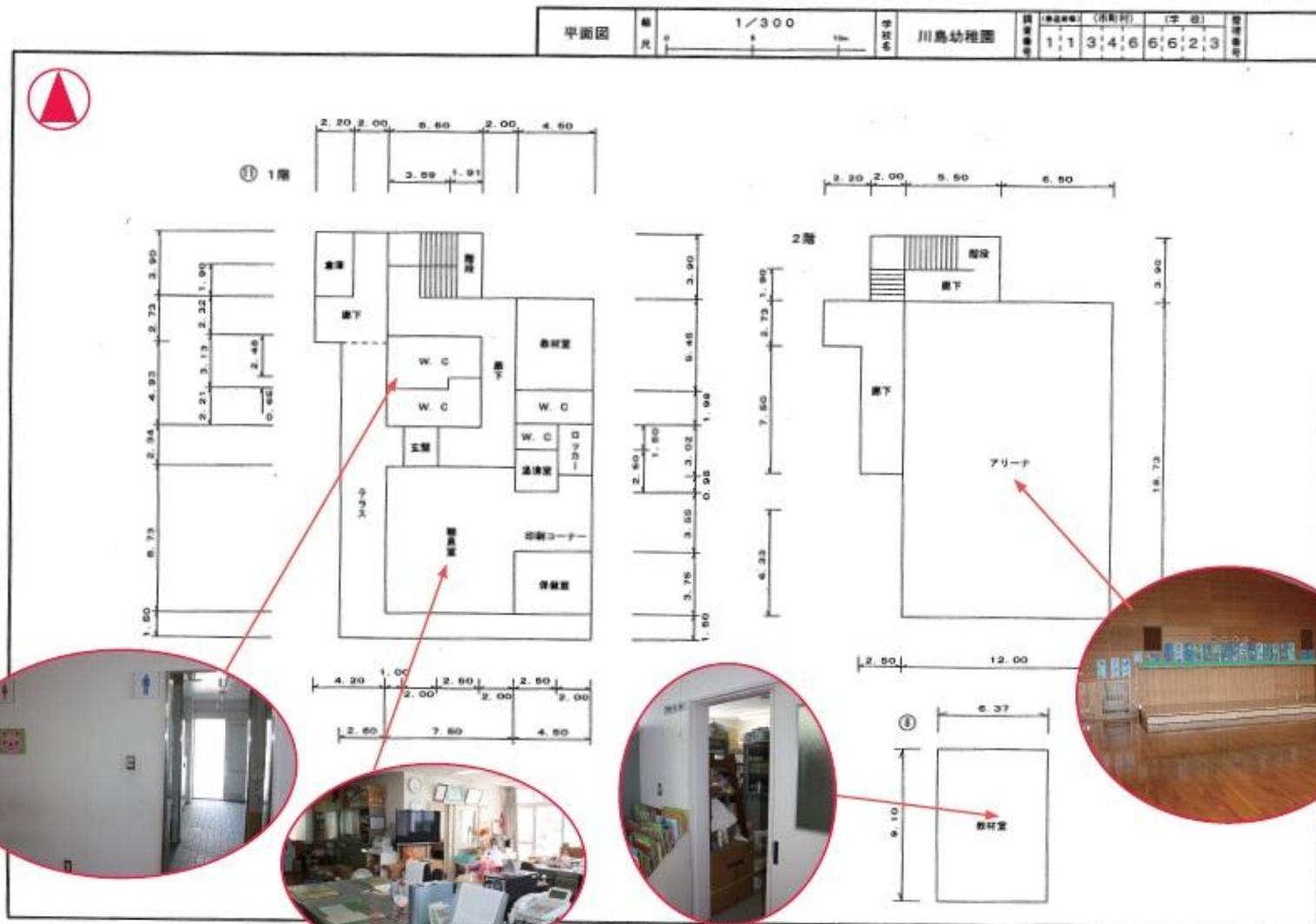
町立川島幼稚園の現況図面①



町立川島幼稚園の現況図面②



町立川島幼稚園の現況図面③



川島幼稚園施設概要



●川島幼稚園 規模

一期 昭和55年建築 鉄筋コンクリート2階

延床面積 700.48㎡

二期 平成10年建築 鉄筋コンクリート2階

延床面積 536.53㎡

●法適合性について

- ・用途変更、増築

→現行法令に適合するよう計画する必要がある。

- ・耐震補強について（昭和56年以前の建物が対象）

一期の建物の耐震診断 **ISO = 1.466(最小値)**

（平成11年度に実施） **目標値0.75 > 0.6**

想定される改修

現行の法令に適合させる

- 避難に関する規定
- バリアフリー
- 外部改修（防水・外壁）
- 防水や外壁改修を優先
- 内部改修

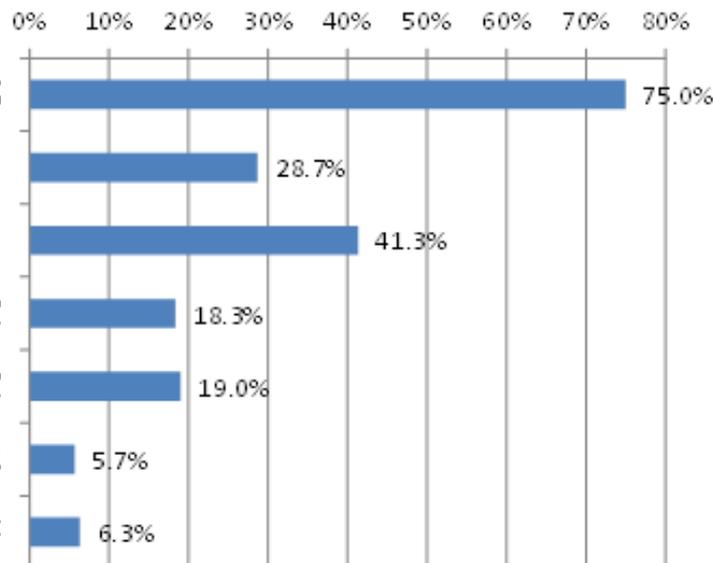


町立幼稚園施設の活用について(就学前)

平成25年度実施

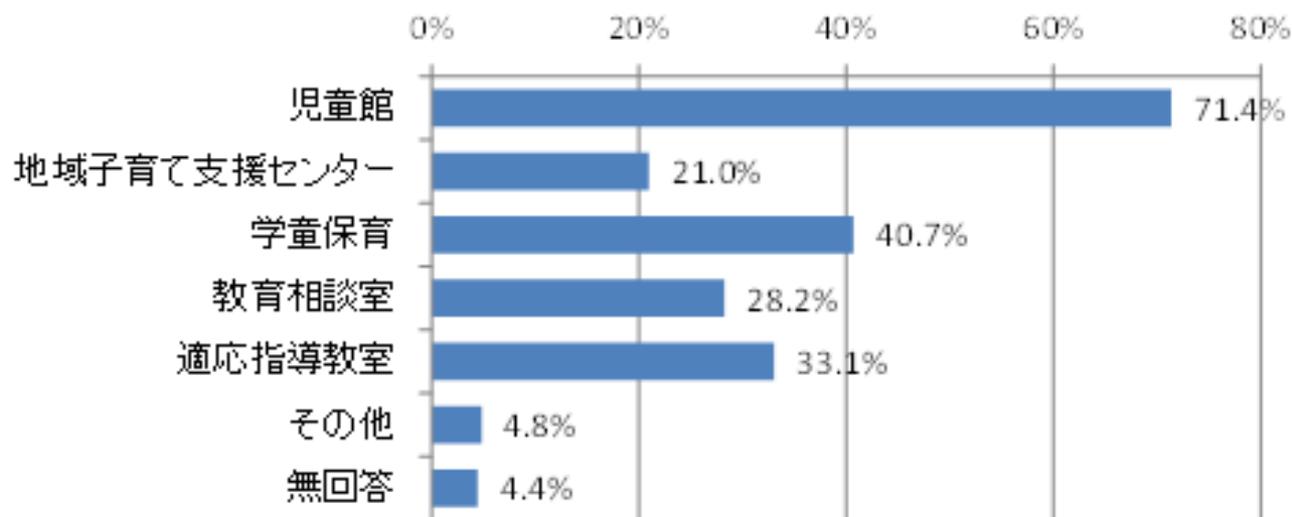
ニーズ調査より

対象:0歳～小学校5年生までの
お子さんを持つ保護者(1,400件)



項目	度数	構成比
児童館(0歳から18歳までのすべての子どもに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童が心身ともに健やかに成長する施設)	225	75.0%
地域子育てセンター(主に小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、無料相談や、関連機関の紹介、子育てサークル活動を行う場)	86	28.7%
学童クラブ(小学生が対象で、放課後の時間帯に家庭に保護者がいない場合に指導員の下、子どもの生活の場を提供する事業)	124	41.3%
教育相談室(学校生活における学習相談、生活相談、進路・就職相談に対し専門のスタッフが応える事業)	55	18.3%
適応指導教室(不登校などの子どもが本籍校に復帰できるように学習の援助を行う施設)	57	19.0%
その他	17	5.7%
無回答	19	6.3%
回答者数	300	-

町立幼稚園施設の活用について(就学児)



項目	度数	構成比
児童館	177	71.4%
地域子育て支援センター	52	21.0%
学童保育	101	40.7%
教育相談室	70	28.2%
適応指導教室	82	33.1%
その他	12	4.8%
無回答	11	4.4%
回答者数	248	100.0%

平成25年度実施

ニーズ調査より

対象:0歳～小学校5年生までの
お子さんを持つ保護者(1,400件)

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)の 策定に向けてワークショップを開催

ワークショップメンバー:31名

子ども・子育て会議委員、幼稚園PTA会長・副会長、子育てサークル代表等

第1回:1月20日

第2回:1月27日

第3回:2月17日



川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)の概要にかかる町民コメントの実施

募集期間：平成27年2月25日(水)～3月13日(金)

4つの機能

- ①児童館(センター)
- ②地域子育て支援センター
- ③スクーリング・サポート・センター
- ④放課後児童クラブ



①児童センター（児童館）

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、体力増進を図ることを目的とした施設です。



参考

- ①対象年齢：0歳～18歳未満のすべての児童（未就学児は保護者同伴）
- ②収容人員：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める保育所の面積基準と同じ
- ③営業日、営業時間：休館日：祝日（子どもの日を除く）、年末年始



①児童センター（児童館）

現在、町内に児童センター（児童館）はありません。



※写真はイメージです。

②地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、児童福祉法施行規則 第1条の7に基づく施設で、子育て家庭等に対する相談指導や子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設です。



参考

- ①対象年齢：0歳～6歳（就学前児童）
- ②収容人員：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める保育所の面積基準と同じ
- ③営業日、営業時間：平日：9時～16時、土曜日：9時～12時30分
閉室日：日曜・祝日、年末年始、

②地域子育て支援センター

現在、町内には町立さくら保育園内に**地域子育て支援センター**があります。



③スクーリング・サポート・センター

少子化、核家族化の流れとともに、家庭の教育機能が低下し、従来は家族や地域の中で育まれてきたコミュニケーション能力や、対人関係調整能力の育成なども学校教育に期待されるようになってきています。

地域とともに子どもの学びを支援する拠点が、スクーリング・サポート・センターです。

参考

①対象年齢：小学校1年生～中学校3年生

②収容人員：適応指導教室に4～5人

③指導員の人数：2～3人

④開設日：学校の授業がある日

⑤開設時間：適応指導教室：9時～12時

電話相談・面接相談：13時～15時



③スクーリング・サポート・センター

現在、町内には川島町民体育館内にスクーリング・サポート・センターがあります。



④放課後児童クラブ（学童保育）

現在、町内には**3つ**の放課後児童クラブがあります。



学童保育かっぱくらぶ
（中山地区）



④放課後児童クラブ（学童保育）

現在、町内には**3つ**の放課後児童クラブがあります。



学童保育どりいむくらぶ
（伊草地区）



④放課後児童クラブ（学童保育）

現在、町内には**3つ**の放課後児童クラブがあります。



かわじま学童クラブ（三保谷、出丸、八ツ保、小見野地区）

まとめ

①放課後児童クラブ(学童保育) …町内あり

②児童センター(児童館) …町内なし

③地域子育て支援センター …町内あり

④スクーリング・サポート・センター …町内あり



4つの機能を持った複合施設



②地域子育て支援センターのイメージ (東松山市ソーレ)





②地域子育て支援センターのイメージ (東松山市ソーレ)



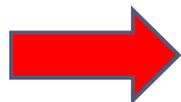


②地域子育て支援センターのイメージ (東松山市ソーレ)



参考

少子化対策としての施設



川島版ネウボラ

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」の意味です。

できるだけ同じネウボラ保健師が、産前から定期的に対話を重ね、子ども・家族との信頼関係を築き、個別の子ども・家族への的確な支援のために、必要に応じて専門職間・他機関(医療、学校等)のコーディネート役となります。



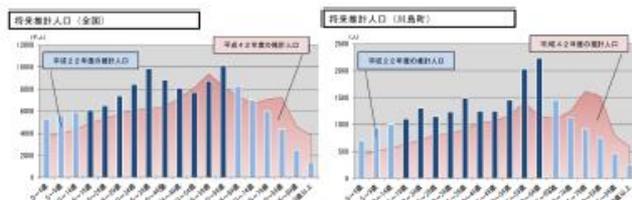
川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 1/7

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)の概要

I 計画策定の背景・目的

現在、わが国は深刻な少子化・高齢化時代に入っており、こうした人口構造の変化は健全で活力ある社会経済を維持していく上で、様々な支障をもたらすことが懸念されています。

他方、結婚や子育てに関する希望は実際の出生率を上回っており、現実との乖離が指摘されています。この乖離の要因としては社会情勢の変化による就業の問題や核家族化による子育てへの不安等が上げられており、これらの課題を解決し、希望する結婚や子育てを実現できる環境を整備する事は重要な政策課題となっています。



【表-1】今後20年間で的人口構造の変化

(参考：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」)

このような状況を受け、川島町においては、次世代を担う子供たちの育成と子育て支援を充実させるため「川島町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を平成22年に策定し、計画的な取組みを推進しています。同計画では町民が望むサービスの量的・質的なニーズ調査を実施しており、今後取り組むべき方向性が示されています。

本計画においてはこれらの町民ニーズを考慮し、結婚・妊娠・出産・育児について総合的な情報提供及び活動・相談のできる中心的な施設・環境を整備することを目的とし、もって、少子化の改善を企図します。

子どもの未来を
地域で支えるまちづくり

II これまでの経緯

◆川島町次世代育成支援行動計画(後期計画)策定 (平成22年)

次世代育成支援対策推進法の第8条の規定に基づき、川島町における次世代育成支援対策の実施に関する計画です。将来的なニーズ量を勘案し、目標事業量を設定しております。児童館あるいは親子で気軽に集まれる子育て支援拠点施設の整備が望まれており、計画に位置付けられています。

◆関係課職員による子育て支援拠点事業庁内検討委員会での検討

(平成25年8月から平成26年2月)

関係課職員による子育て支援拠点事業庁内検討委員会を立ち上げ、町民ニーズに対応した施設の整備目的、機能、事業内容、施設のあり方等について検討いたしました。検討委員会においては整備予定の施設として①児童センター、②子育て支援センター、③スクーリングサポートセンター、④放課後児童クラブが挙げられております。また各施設を複合化することによる相乗効果や、施設管理面でのコスト縮減が検討されております。建物の整備に関しても、整備コスト縮減の観点から、平成27年度末に竣工が決定している川島幼稚園の有効活用が挙げられています。



◆子育て支援拠点施設等整備計画の策定に着手

(平成26年11月より現在)

実際の子育て支援拠点施設整備に向け整備計画の策定に着手いたしました。実際の施設整備においては、より一層の町民ニーズ把握が重要と考え、施設整備に関するワークショップを実施しております。

◆子育て支援拠点施設等整備計画(案)策定ワークショップの開催

(平成27年1月20日・27日、2月17日)



整備計画を策定するにあたり、広く住民意向を反映するとともに、住民参加の機運を醸成することを目的として、ワークショップを開催しました。今回のワークショップでは、施設のハード面やソフト面で必要と思われる事柄や、川島幼稚園の改修案について意見を求めています。

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 2/7

Ⅲ 整備に向けた基本的な考え方

◆町の子育て環境の概要

①年少人口の推計

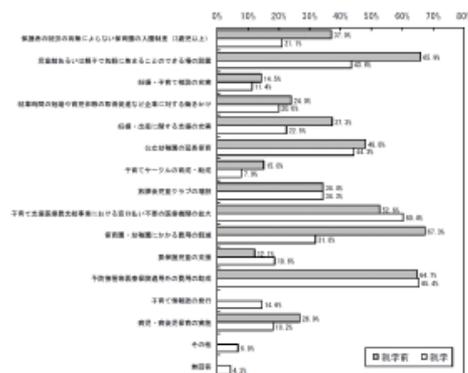
次世代育成支援行動計画によると、町の年少人口（0歳から14歳）は平成25年には2,548人、その後、毎年、約3%程度で減少し続け、平成28年に2,340人、平成30年には2,183人と推計されています。



②次世代育成支援に関するニーズ調査結果

川島町次世代育成支援行動計画(後期計画)においての次世代育成支援に関するニーズ調査では、町の子育て支援として、施設面では「児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の設置」が65.9%、「放課後児童クラブの増設」が34.4%と多くの就学前児童の保護者に望まれています。

■川島町の子育て支援において必要な支援・対策



※「子育て情報誌の発行」は児童館管理運営者のみの対応。
 資料:次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書1421次(就学前児童数346,小学生児童数290)

③町の保育園・幼稚園

町には、平成26年4月現在、公立保育園2園(定員245人)、公立幼稚園1園(定員210人)、私立幼稚園1園(定員280人)、併せて735人の定員となっています。

今後は、女性の就労率の上昇などにより0~2歳児の保育需要が高まっていることから、動向に注意し、対応していくことが重要と思われます。

■保育園の定員

名称	公立・私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
さくら保育園	公立	6	16	16	25	30	30	123
けやき保育園	公立	6	16	16	20	30	30	120
合計		12	32	32	45	60	60	245

■年齢別保育児童数の推移

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成22年	6	20	35	41	35	26
平成24年	5	23	30	38	45	38
平成25年	3	31	29	35	35	25
平成26年	5	26	43	40	34	28

■幼稚園の定員

名称	公立・私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
川島幼稚園	公立							210
とねがよ幼稚園	私立					70	105	105
合計						70	210	490

■児童数の推移

名称	川島幼稚園	とねがよ幼稚園	合計
平成22年	102	140	242
平成24年	92	144	237
平成25年	107	144	251
平成26年	79	166	245

④放課後児童クラブ(学童保育室)

放課後児童クラブは、町内に3クラブあり、全小中学校の児童が対象です。

各クラブの定員は、ここ数年120人前後で推移していますが、保育園と同様に、入室希望者が増える可能性も推測されます。

■放課後児童クラブの概要・利用状況

名称	小中学校	定員	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
かっばくらぶ	中山小学校	70	41	42	43	56
どりいむくらぶ	伊藤小学校	60	39	32	38	47
かむてま学童くらぶ	三原谷・松丸・八ツ家・小見野小学校	40		16	30	41

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 3/7

⑤子育て支援センター（さくら保育園内）

子育て中の親と子供たちの交流の場として、親子教室や相談事業を実施しています。

また、子育てについての情報交換や交流を目的に、子育て中のお母さん方がサークル活動を行なわれています。

- ・親子教室：毎週水曜日
- ・子育て相談：毎週火・木曜日（電話相談）、毎週月・金曜日（面接相談）
- ・育児サークル

■子育て支援センターの利用状況

内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
親子教室	666	958	1,672	843
グループ利用	1,197	897	1,913	1,717

■一時保育事業（さくら保育園内）利用状況

同施設内には、保護者が急な用事や育児疲れ解消などのため、一時的に保育できないときに保育園で保育を行います。

対象児童 満1歳以上（離乳食完了児）

保育時間 平日：午前8時30分～午後5時、土曜日：午後8時30分～正午

利用料 1日：2,400円（昼食代を含む）、2時間単位：600円（昼食が必要な場合+150円）

内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
一日保育	155	96	204	197
2時間保育	10	14	32	32
4時間保育	83	69	85	118
8時間保育	265	430	221	387
合計	613	613	542	734

⑥スクーリングサポートセンター

不登校・いじめなど児童生徒に関する相談を受け付けています。

場 所 川島町コミュニティセンター

開設日 学校の授業がある日

時 間 午後1時～3時（面接相談は予約制）

■相談者の内訳（延べ人数）

相談者	平成23年	平成24年
小学生・中学生	81	127
保護者	76	83
教職員・その他	156	133
合計	313	343

■電話相談者の内訳（延べ人数）

相談者	平成23年	平成24年	電話相談の内容
小学生・中学生	32	39	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・友人関係 ・性格、行動 ・その他
保護者	26	50	
教職員・その他	229	282	
合計	287	371	

◆整備に向けた基本的な考え方

現在、我が国では出生率の低下に伴う少子化が進み、子供や子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所や放課後児童クラブで多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなども、全国的な問題となっています。

これらの課題に対処し、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

子育て支援拠点を整備するうえで、上記のような課題や次世代育成支援行動計画での町民ニーズを考慮し、現在、川島町を含む子育て環境の課題に対応するため、支援拠点に求められるものを次のとおり整理しました。

- ①子育て不安や孤立感を覚える家庭の増加への対応
⇒地域子育て支援センターの増設、スクーリングサポートセンターの設置
- ②保育所や放課後児童クラブでの待機児童の解消
⇒保育所・放課後児童クラブの充実（現在、川島町では待機児童はいないため）
- ③児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の提供
⇒児童館（センター）の設置、地域子育て支援センターの増設

以上3つの支援を行い、子供同士、親同士、さらには地域のさまざまな人たちと子育て家族をつなぐ「架け橋」としての働きをする施設です。

また、複数の子育て支援機能を持つことで各施設の機能が相乗効果を発揮することと、維持管理面でのコスト削減効果が期待できることから、廃園後の川島幼稚園を活用し、複合施設として計画します。

子育ての悩みや不安の解消、仕事と子育てを両立できる環境整備、児童や子育て親子が気軽に集い、交流できる場の提供を目的に町の子育て支援拠点施設として整備するものです。

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 4/7

IV 整備計画の概要

◆整備場所

町立川島幼稚園

既存公共施設の有効活用の観点から廃園（平成27年度末）後の施設を活用します。



◆整備予定の機能

①児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、体力増進を図ることを目的に整備します。

◆設置根拠：児童福祉法第40条

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、「児童厚生施設は児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」

児童センターは児童館機能に加え、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有する施設です。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 児童の遊びの場

少子化や核家族化の進行に伴い、子供同士の交流機会が少なくなっていますが、遊びを通して友だちづくりの場を提供するとともに社会性や協調性を育みます。また、天候に関係なく、児童が安全安心に遊ぶことのできる場を提供します。

イ) 児童の体力増進の場

児童の体力の低下が懸念されています。運動遊び用の機材等を用意するとともに体力増進指導を行い、遊びを通して体力を増進することができる場を提供します。

ウ) 親子のふれあいの場

子供同士のふれあいを通して、自分の子供の成長を確認することや子供の目線に立って遊びを体験し、親子の交流を深めることのできる場を提供します。

エ) 親同士の交流の場

子供同士のふれあいを通して、親同士が語り合い、子育てに関する情報交換を行うなど、親同士の交流、仲間づくりの場を提供します。

参考：厚生労働省 放課後児童クラブガイドライン

オ) 本に親しむ場

健全で情操豊かな児童を育むうえで、本の果たす役割は重要です。町立図書館と連携し、読書に興味と関心を持ち、本に親しむ場を提供します。

整備予定の施設

【児童センター】

- ・プレイルーム（体育遊戯室）
…児童の体力増進及び遊戯の場
- ・会議室（子育て支援センターとの共有）
…子育てサークル・ボランティアの活動・交流の場
- ・創作活動室
…児童の創作活動及び親子のふれあい事業等を行う場
- ・図書コーナー
…児童が読書に親しむ場、児童に読み聞かせやお話し等を行う場（子育て支援センターとの共有）

②子育て支援センター

地域子育て支援センターは、児童福祉法施行規則 第1条の7に基づく施設で、子育て家庭等に対する相談指導や子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行うことにより、地域の

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 5/7

子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設です。町内には、現在、町立さくら保育園（川島町立西中学校区）に併設して1か所設置していますが、子育て家庭が少ないける身近な場所に、親子が集まって相談や交流ができるよう、全ての中学校区での設置が求められており（埼玉県地域子育て支援拠点ガイドラインより）、町内2か所目の地域子育て支援センターとして整備するものです（川島町立川島中学校区）。

＊設置根拠：児童福祉法施行規則 第1条の7

法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助育その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 交流提供の場

家庭で子育て中の母子等は孤立化しやすいため、気軽に集まり相互に交流できる場を提供し、子育て家庭を支援します。

イ) 子育てに関する相談・援助の場

子育てに関する不安や悩みの相談できる場を提供し、子育て支援に関する情報を提供します。

ウ) 地域の子育て関連情報提供の場

近隣の家庭保育室、認可外保育施設等の保育資源の情報を提供します。

エ) 子育て支援に関する講習の場

さまざまな講習等を開催し、子育ての知識、技術などを提供します。

整備予定の施設

【子育て支援センター】

- ・子育て支援センター
…子育てに関する相談指導を行う場、子育てサークル・ボランティアの活動・交流の場
- ・授乳調乳室
…調乳及び児童の授乳の場
- ・乳幼児室
…乳幼児と保護者が遊びをとおしてふれあう場（児童センターとの共有）

③スクーリングサポートセンター

少子化や核家族化の流れとともに、家庭の教育機能が低下し、従来は家族や地域の中ではなくまれてきたコミュニケーション能力や対人関係調整能力の育成なども学校に期待されています。また、学校に対する保護者からの相談も複雑化してきていることから、これらのニーズに対応し、町の教育目標の実現に向け、スクーリングサポートセンターを整備します。

＊設置根拠：文部科学省教育支援センター（通称指導教室）整備指針（試案）

整備にあたっては、教育の現状と課題をふまえ、次のことを基本的な事項とします。

ア) 相談支援の場

幼児・児童・生徒及びその保護者、町民、教職員を対象として不登校やいじめなどの問題の解決やその他生活や行事などの助言・援助を通してのさまざまな相談支援を行います。

また、心身の発達に不安がある子どもの就学についての相談・支援も行います。

※相談方法としては、来所による相談や電話による相談、学校訪問による相談を行います。

イ) 適応指導の場

不登校児童・生徒に対して、学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、児童・生徒の心理的または環境をめぐる問題に関する相談や支援を行います。

また、学校復帰に向けて、学習指導や生活指導・進路指導、カウンセリングなどを行うとともに、基本的な生活習慣の改善なども行います。

ウ) 訪問支援の場

不登校や悩みを抱える児童・生徒に対して、カウンセリングによる相談を行います。

エ) 児童・生徒の不登校支援の場

各校から長期欠席児童・生徒に関する調査を実施し、その結果の分析・ケース会議を行います。

整備予定の施設

【スクーリングサポートセンター】

- ・教育相談室
- ・適応指導教室

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 6/7

④放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っています。

4つの小学校（三保谷・出丸・八ツ保・小見野）の児童を対象とした、放課後児童クラブとして、施設の更なる充実を目的とした整備を行います。

●設置根拠：児童福祉法第9条の3

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働などにより昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 児童の遊びの場

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に通う子供たちの健全育成のため、遊びの場を提供します。

イ) 児童の生活の場

子供が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、また、基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行う場を提供します。

ウ) 保護者支援の場

女性の就労の増加や少子化が進行するなか、保護者と協力し、保護者が仕事と子育ての両立ができるように支援します。

整備予定の施設
【放課後児童クラブ】
・保育室（既存の2部屋を利用）

⑤共用部分（事務室・屋外広場）

児童センター、子育て支援センター職員が事務を行う場としてはすべての施設共有の事務室を整備します。

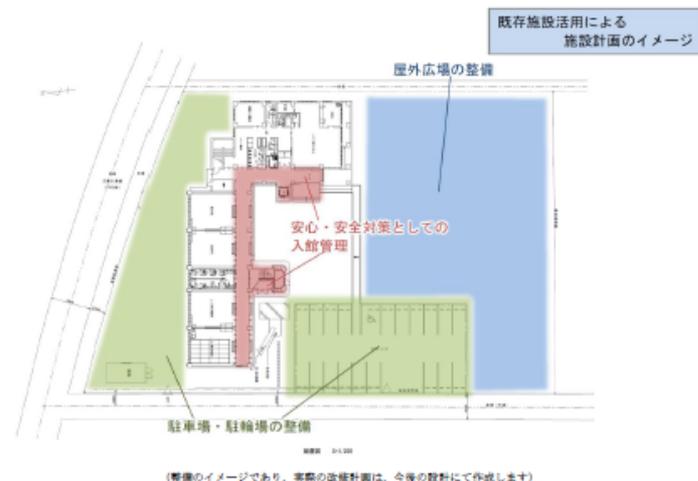
また、耐力増進のための運動の場として屋外広場を整備します。

⑥駐車場・駐輪場

施設には一定規模の駐車場、駐輪場を整備します。

駐車場は既存のものを利用し、また、駐輪場は敷地内に整備するものとします。なお、利用者の安全に配慮し、車と自転車、歩行者の動線には十分配慮する必要があります。

◆整備のイメージ

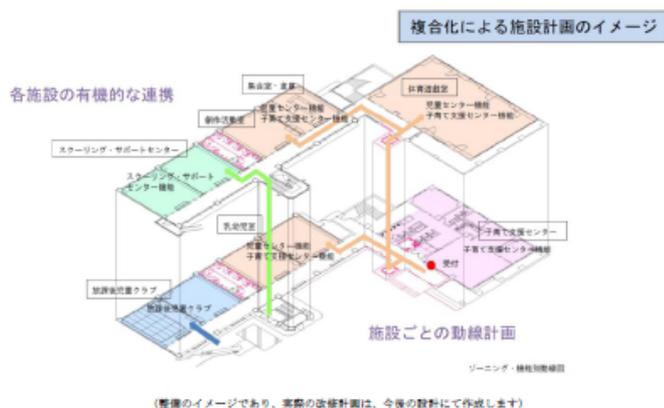


ワークショップでの意見

- ・敷地内のバリアフリー（段差・歩車道分離）
- ・遊び場としての安全対策（進入防止・飛び出し防止）
- ・自然とのふれあい
- ・子供が遊べる水場
- ・ベビーカーや三輪車、自転車置き場

等、ほか多数

川島町子育て支援拠点施設等整備計画(案)について 7/7



ワークショップでの意見

- ・入退室の管理
 - ・上足、下足の区別
 - ・2階へのアプローチを容易に
 - ・トイレの整備 (大人用、子供用)
 - ・授乳室 (給湯設備付き) の整備
 - ・荷物用ロッカーの整備
 - ・乳児がハイハイしても安全な施設
- 等、ほか多数

◆整備工事について

既存施設の利用については以下の工事が想定されます。

①施設の維持に必要な修繕・改修工事 (屋上防水修繕、外壁修繕、空調設備改修等)

建物の維持には修繕工事が欠かせません。目的としている機能を保全する為にも、定期的な修繕工事が重要です。また、新築後ある程度の期間が経つと、当初の要求性能より、改修時点の要求性能が上回り、機能的に不備が発生することがあります。改修時点での要求を満足させる為にも改修工事の実施が必要となります。

②建物用途の変更に伴う改修工事 (法令適合に伴う改修、円滑な建物利用に伴う改修等)

既存施設の利用にあたっては、用途変更 (今回の計画では「学校用途」から「児童福祉施設用途」への変更) による法令適合のための改修工事が発生します。関係する現行法令への適合は、施設利用時の安全性確保や利便性の確保のために必要となります。

③利用者の利便性、安全性を考慮した改修工事

整備後の施設が、利用者に安心して使っていただくため、また、安心して使っていただくための改修工事です。小さなお子さんからお年寄りまでの利用を考慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの活用等を検討し、整備計画に盛り込みます。

IV 今後のスケジュール

本整備計画では、町民ニーズによる支援の内容や、既存施設の利用等の整備手法を検討してきました。既存施設の活用に向けては、今後さらに詳細な検討が必要となりますが、子育ての悩みや不安の解消、仕事と子育てを両立できる環境整備、児童や子育て親子が気軽に集い、交流できる場の提供を目的に、町の子育て支援拠点として有効な施設を計画していきます。

以下に今後の作業スケジュールを記載します。

平成26年度	2月25日 ↓ 3月13日	町民コメントの実施
	3月末	子育て支援拠点施設等整備計画の策定
平成27年度	5月 ↓ 12月	改修工事設計
平成28年度	5月 ↓ 3月	改修工事
平成29年度	4月	オープン

(作業スケジュールは目安であり、変更の可能性があります)

お疲れ様でした。

